# 「業種別ガイドライン検討分科会」の設置について

平成 23 年 9 月

環境省 総合環境政策局 環境経済課

#### 【設置目的】

エコアクション 2 1 認証・登録制度の公正かつ適切な運営を図るため、環境省では「エコアクション 2 1 の運営に関する検討委員会」を設置している。

この度、上記検討委員会における検討対象となっている業種別ガイドライン案について、エコアクション 2 1 ガイドラインへの準拠性の確認をするため、「業種別ガイドライン検討分科会」を以下のとおり設置する。

- ・大学等高等教育機関向け ガイドライン検討分科会
- ・地方公共団体向け ガイドライン検討分科会
- ・建設業向け ガイドライン検討分科会
- ・食品関連事業者向け ガイドライン検討分科会
- ・廃棄物処理事業者向け ガイドライン検討分科会

#### 【検討内容】

実施主体が策定した「エコアクション21業種別ガイドライン案」について「エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)」への準拠性の確認を行う。

ガイドラインの該当箇所については、下記参考を参照。

### 【分科会 委員構成】

各分科会は3名程度の委員にて構成する。

#### 【今後の予定】

- ・分科会については、10月・11月に実施予定。(1回を想定)
- ・各分科会で検討した内容の見直し及び準拠性の確認を行った業種別ガイドラインを、12 月開催予定の「エコアクション21の運営に関する検討委員会(第2回)」において検討 結果の報告をして頂く。
- ・「エコアクション21の運営に関する検討委員会」における検討の後、「エコアクション21業種別ガイドライン」として、早期に公表を予定。

(参考)「エコアクション 21 ガイドライン 2009 年版(改訂版) 第二章 6.業種別ガイドラインと 実施要領等」より一部抜粋

公共機関または中央事務局は、エコアクション21ガイドラインとは別に、特定の業種向けのガイドライン案(業種別ガイドライン案)をエコアクション21ガイドラインに準拠して策定することができます。策定された業種別ガイドライン案は、環境省の設置する検討委員会において、エコアクション21ガイドラインへの準拠性を確認した後に、当該業種に対するガイドラインとして運用するものとします。業種別ガイドラインが策定された業種の事業者においては、本制度の認証・登録を受けるためには、それぞれの業種別ガイドラインに基づきエコアクション21の取組を行うこと。

### エコアクション21 業種別ガイドライン 検討分科会委員

#### 1. 食品関連事業者向けガイドライン

	岩本 博幸	東京農業大学 食糧環境経済学科	准教授
	伊藤 哲朗		編集本部 行政取材局長
	倉重 武志 (EA21審査人)	アサヒビールホールディングス株式会社	CSR部 マネージャー

#### 2. 建設業者向けガイドライン

	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部システムデザイン工学科	教授
	平田 哲	大成建設株式会社環境本部 企画管理部 地球環境室	主事
	瀬本 豊久	静岡市 環境局廃棄物対策部	部長

## 3.大学等高等教育機関向けガイドライン

	奥 真美 (EA21審査人)	首都大学東京	教授
	中口 毅博	芝浦工業大学 システム工学部環境システム学科 (環境自治体会議 環境政策研究所 所長)	教授
	藤崎 有美	株式会社三井住友銀行 法人企業統括部 開発グループ	部長代理

## 4.地方公共団体向けガイドライン

佐藤 正基 (EA21審査人)	(社)仙台市シルバー人材センター 元:仙台市環境局次長	理事長
黒柳 要次 (EA21審査人)	株式会社パデセア	代表取締役
平井 一之 (EA21審査人)	(社)静岡県環境資源協会 静岡県環境審議会委員	専務理事

#### 5.産業廃棄物処理業者向けガイドライン(産廃課と協議)

北村 喜宣	上智大学法学部地球環境法学科	教授
古川 洋一	公益社団法人全国産業廃棄物連合会(全産連)	課長
改田 耕一	財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部	担当部長